

別添 1 : 透明化法に関する個別事案の処理状況¹

透明化法は、経済産業大臣が特定デジタルプラットフォーム提供者に対して透明化法に基づく勧告を行った場合、その旨を公表することを規定している（法第6条第3項、第8条第2項）。現時点において勧告に至った事案はないが、下記は、勧告には至らなかったものの、透明化法に違反する可能性があった個別事案について、当該事案の概要、当省における処理の状況²及び処理の理由をとりまとめたものである。

当該情報を公表する趣旨・目的は、透明化法の運用の透明性を高めるとともに、特定デジタルプラットフォーム提供者の透明化法に対する理解を一層深めることで、同様の事案の発生を抑止することにある。

特定デジタルプラットフォーム提供者においては、透明化法違反の可能性のある事案が発覚した場合、当省への自主的な報告及び調査協力並びに必要なに応じた被害回復及び改善措置の実施が求められる。このような取組は、勧告等の措置を実施するか判断する際に考慮され得る。

事案①： 提供条件変更の事前通知

ある特定デジタルプラットフォームにおいて、利用事業者に対する特定デジタルプラットフォームを提供する条件（以下「提供条件」という。）変更の事前通知を行った際に、変更の理由が記載されていなかった。

特定デジタルプラットフォーム提供者は、提供条件の変更を行う場合、事前に（省令³第11条第1項第1号・第2号）その「内容及び理由」を「明確かつ平易な表現を用いて」（省令第8条第1項）利用事業者の開示しなければならない（法第5条第4項第1号）。

上記特定デジタルプラットフォーム提供者は、変更理由の記載がなかった点において透明化法上求められる事前の通知を欠いたといえる。もっとも、過去の変更や当時の状況に照らして利用事業者において理由を推知することが可能な状況であった。また、変更後に当省の指摘を受けて速やかに理由追記の対応がなされている。また、当該特定デジタルプラットフォーム提供者は、当省の調査に十分協力するとともに、今後同様の変更を行う場合は理由を記載する旨を申し出た。

上記の事情等を考慮し、当省は、上記特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、今後、同様の変更を行う場合には、法令に則った適切な理由の通知を利用事業者に対して行うよう指導を行うにとどめた。

事案②： 提供条件変更の事前通知

ある特定デジタルプラットフォームにおいて、提供条件変更の事前通知を行った際に、変更理由が記載されていなかった。

上記のとおり、特定デジタルプラットフォーム提供者は、提供条件の変更を行う場合、事前にその内容及び理由を利用事業者の開示しなければならない（法第5条第4項第1号）。

¹ 処理期間：令和4年11月1日～令和5年10月31日

² 特定デジタルプラットフォーム提供者からの報告内容等に基づき当省が現時点で認めた事実を前提とした処理であり、今後、当省において新たな事実を認めた場合、処理の方針を見直す可能性がある。

³ 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則（令和3年経済産業省令第1号）を指す。以下同じ。

上記特定デジタルプラットフォーム提供者は、変更理由の記載がなかった点において透明化法上求められる事前の通知を欠いたといえる。

上記事案では、不記載が複数回に及んでいた。もっとも、当該特定デジタルプラットフォームにおいて、理由の記載がないことで特段の混乱は発生しなかった。また、上記特定デジタルプラットフォーム提供者は、当省が指摘した理由記載不備以外についても、自主的に過去に遡って調査を行い、記載漏れのあった理由をすべて追記した。加えて、提供条件変更通知への理由記載の徹底を社内で周知啓蒙するだけでなく、提供条件変更通知に関するフォーマットの見直し、再発防止策を自主的に講じた。

上記の事情等を考慮し、当省は、上記特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、再発防止策の実施を徹底し、今後同様の問題が生じることがないように十分に注意するように指導を行うにとどめた。

事案③： 事前通知のない一斉アカウント削除

ある特定デジタルプラットフォームにおいて、特定の基準日から一定期間以上取引を行っていない状態にあった一定数の利用事業者に対して、事前通知のないまま一斉にアカウント削除措置が行われた。

特定デジタルプラットフォーム提供者は、取引の全部拒絶（アカウント停止措置等）を行う場合、原則として30日以上前にその旨及び理由を開示する義務がある（法第5条第4項第2号、省令第11条第1項第3号）。したがって、上記のような事前通知のないアカウント削除措置は、透明化法上求められる事前の開示を欠いたといえる。

上記事案は、取引の全部拒絶という重大な場面におけるものである。しかしながら、本件で解約の対象となったアカウントは、いずれも特定の基準日から一定期間以上取引が行われていないアカウントであり、実際に本件のアカウント削除措置によりアカウント削除された利用事業者から特段の指摘は寄せられなかった。

本件は、アカウント削除の事前通知を実施する際に対象としていたアカウントと、一斉アカウント削除措置を行った際に対象としたアカウントとの間に齟齬が生じたことにより、事前通知が行われないうまま削除措置に至ったアカウントが生じた事案である。具体的には、本件アカウント削除措置のフローを設計する際、事前通知ができなかったアカウントや、事前通知を行う基準時後に削除対象となる条件を満たすに至ったアカウント等について、これらを解約対象から除外するシステムを設計すべきであったところ、実際にはその通り設定がなされていなかったため生じたものとの報告を受けた。そのため、本件は、故意に事前通知を行わなかったのではなく、誤って事前通知の実施漏れが生じた事案であると評価できる。

また、上記特定デジタルプラットフォーム提供者は、当省が上記事案を認識する前に、社内の突合作業によって違反事実を発見し、当省に対して自発的に報告を行った。併せて、上記特定デジタルプラットフォーム提供者は、本件の発覚後、速やかに通知漏れの対象となった利用事業者に対して再通知等の案内を行う等、必要な事後対応措置を行っている。

さらに、自主的に本件の発生原因を分析し、マニュアルを修正する等再発防止策を作成して提出していることから、再発の危険性も低いと判断した。

上記の事情等を考慮し、当省は、上記特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、今後同様の問題が生じることがないように十分に注意し、報告された再発防止策の実施を徹底するよう指導を行うことにとどめた。